3. 単位の認定

□履修登録

４月に年間の履修登録を行います（履修登録期間内)。履修登録していない科目の授業については、出席したり、試験を受験したりしても無効となります。

その後、４月と９月に一度ずつ、履修変更期間があります。登録科目を追加・削除することができます。既に成績が出ている科目を削除することはできません。

□試験（定期試験・追試・再試）

本学部では、前期前半・前期後半・後期前半・後期後半に定期試験と追再試験を実施しています。試験日程は海洋生命科学部暦を参照してください。ただし、期間外試験を実施する科目や追再試験を実施しない科目がありますので注意してください。

試験は次の規程・内規に則り実施します。

北里大学海洋生命科学部試験規程

平成 20 年 1 月 10 日　制定
平成 29 年 11 月 14 日　改正
2018 年 2 月 7 日　改正

（総則）

第 1 条　この規程は、北里大学海洋生命科学部（以下「本学部」という。）に在籍する学生の試験の実施及び評価等に関し必要な事項を定める。

（試験の種類）

第 2 条　履修登録科目の単位認定を判定するための試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）　定期試験（前期前半試験，前期後半試験，後期前半試験，後期後半試験）
（2）　追試験
（3）　再試験

２　前項第 2 号及び第 3 号に定める試験の再受験は、原則として認めない。再受験に関する取り扱いは、別に定める。

３　科目担当者は、第 1 項に定める試験のほか、授業内において試験を行うことができる。

（試験の方法）

第 3 条　試験は、筆記試験、レポート、その他の方法により実施する。

（試験科目の評価）

第 4 条　試験科目の評価は、優（100～80 点)、良（79～70 点)、可（69～60 点)、不可（59～0 点）の 4 種をもって表し、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

２　追試験の最高点は、90 点とする。

３　再試験の最高点は、60 点とする。

（受験資格）

第５条　試験の受験資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）　定期試験

履修登録した科目で授業日数の３分の２以上出席した者

（2）　追試験

定期試験受験有資格者のうち、病気その他正当と認められる事由により、定期試験を受けることができなかった科目について試験欠席届を提出し、かつ所定の期日までに追試験の申込手続を行った者

（3）　再試験

ア　定期試験受験有資格者のうち、定期試験で不合格となった科目について所定の期日までに再試験の申込手続を行った者

イ　定期試験受験有資格者のうち、定期試験を受けることができなかった科目について試験欠席届を提出し、かつ所定の期日までに再試験の申込手続を行った者

（試験の実施時期）

第６条　試験の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）　定期試験

通年科目は年度末、半期科目は当該学期末に実施する。ただし、一部の通年科目については、前期末及び後期末の２回試験を実施することができる。

（2）　追試験

前期科目は７月及び９月、後期科目は１月及び２月に実施する。

（3）　再試験

前期科目は７月及び９月、後期科目は１月及び２月に実施する。

２　試験期間外に試験を行う場合は、科目担当者は定期試験に準じて学生への受験心得の周知と受験環境を確保する。

３　レポート等により試験を行う場合は、課題の目的、趣旨等を学生に周知する。

（受験手続）

第７条　追試験及び再試験（以下「追・再試験」という。）を受験しようとする者は、所定の期日までに受験料を添えて申込手続を行わなければならない。

（受験料）

第７条の２　追・再試験の受験料は、１科目 2,000 円とする。

２　受験料は、いかなる理由があっても返還しない。

（受験心得）

第８条　試験を受験する者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（1）　試験場においては、監督者の指示に従うこと。

（2）　学生証は必ず携帯し、机上の見やすい位置に明示すること。

（3）　学生証を忘れた者は、事務室で試験当日に限り有効の受験許可証の交付を受けること。

（4）　受験許可証の発行手数料として 500 円を納めること。

（5）　ノート、計算機などの使用については、監督者の指示に従うこと。

(6)　遅刻はしないこと。
(7)　試験開始後 20 分以内に退場はしないこと。
(8)　試験終了 10 分前以降の退場は監督者の指示があるまでしないこと。
(9)　試験場においては一切の私語、不正行為及び不正の疑いを受けるような行為はしないこと。

2　監督者は、試験開始後 20 分以内の遅刻者の受験を認めることができる。

（不正行為に対する懲戒等）
第 9 条　試験に関して不正行為が行われた場合は、北里大学学則第 53 条により懲戒するほか、別に定める内規により処分する。

（一般教育部試験細則の準用）
第 10 条　1 年次 1 群科目の試験は、原則として一般教育部試験細則を準用する。

（主管部署）
第 11 条　この規程の主管部署は、本学部事務室教務課とする。

（この規程の改廃）
第 12 条　この規程の改廃は、本学部教育委員会の議を経て、本学部教授会において決定する。

附則
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附則（北学総第 29-07376 号）
（施行期日）
この規程は、平成 29 年 11 月 14 日から施行する。
附則（北学総第 29-10323 号）
（施行期日）
この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

北里大学海洋生命科学部追・再試験の再受験に関する取扱内規

2018 年 2 月 7 日　制定

（総則）
第 1 条　この内規は、北里大学海洋生命科学部試験規程（以下「試験規程」という。）第 2 条第 2 項に基づき、北里大学海洋生命科学部（以下「本学部」という。）が実施する追試験及び再試験（以下「追・再試験」という。）の再受験に関し必要な事項を定める。

（再受験）
第 2 条　再受験は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事由により受験できなかった者に対して、科目責任者が認めた場合に限り受験することができる。

（試験の方法）
第 3 条　再受験する試験の方法は、試験規程第 3 条を適用する。

（試験科目の評価）
第４条　再受験した試験科目の評価は、試験規程第４条を適用する。

（受験資格）
第 5 条　再受験を認められる者は、追・再試験の欠席事由が正当である者とする。なお、追・再試験の欠席事由として正当と認められるものは、次の場合のいずれかに該当する場合に限る。

（1）　自己の感染性疾患（疑いを含む）（医師の診断書又は療養中であったことを証明する書類を添付）
≪対象となる疾患≫
麻疹（はしか），流行性耳下腺炎（おたふくかぜ），風疹，インフルエンザ，百日咳，水痘（みずぼうそう），咽頭結膜炎，結核，髄膜炎菌性髄膜炎，ノロウイルス腸炎，感染性腸炎，流行性角結膜炎（はやりめ），帯状疱疹，その他学校保健安全法施行規則に定める感染症

（2）　3 親等内の親族の死亡の場合（死亡診断書、埋葬許可書等の写し又は死亡が確認できる書類を添付）

（3）　その他科目責任者が特に認めた場合（追・再試験を欠席した事由を証明する書類を添付）

（実施時期）
第６条　再受験の許可、試験実施の期日、試験時間割等については、掲示をもって告示する。

（受験手続）
第 7 条　再受験を願い出る者は、当該追・再試験実施当日の 17 時までに本学部事務室教務課へ連絡した上で、試験期間終了後 7 日以内にクラス主任又は所属研究室指導教員及び科目責任者の承認印を得た再受験願と、追・再試験の欠席事由を証明する書類等を提出しなければならない。この期間内に願い出のない場合は、再受験を認めない。

（受験料）
第８条　再受験に係る受験料は、徴収しない。

（主管部署）
第９条　この内規の主管部署は、本学部事務室教務課とする。

（この内規の改廃）
第 10 条　この内規の改廃は、本学部教育委員会の議を経て、本学部教授会において決定する。

附則（北学総第 29-10327 号）
（施行期日）
この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

□試験等不正行為者の取り扱いについて

試験等で不正を行った者は、試験規程第９条及び以下の内規により処分されます。また、出席に関わる不正行為についても処分の対象です。このような不正行為は、生命科学を学ぶ者としてあってはならないことです。

北里大学海洋生命科学部試験等不正行為者の取り扱いに関する内規

平成 22 年 1 月 14 日　制定
平成 29 年 11 月 14 日　改正

（総則）
第 1 条　この内規は、北里大学海洋生命科学部（以下「本学部」という。）試験規程第 9 条に基づき本学部が実施する試験及び授業の出欠調査における不正行為者の取り扱いについて定める。

（試験に関する不正行為者）
第 2 条　試験において不正行為を行った者に関する取り扱いは、次のとおりとする。
(1)　試験において不正を行った者は、「北里大学学則」第 53 条に基づき懲戒するほか、この内規により処分する。
(2)　不正行為の処分は、次のとおりとする。
ア　無期停学とする。
イ　定期試験、追再試験を含む当該学期（前期又は後期）に履修する全ての科目の評価を無効とする。
(3)　不正行為の被処分者は、同行為に関わった全ての者とする。
(4)　処分後、速やかに学年、学籍番号、処分年月日、処分の内容、処分の理由等の被処分者の属性に関する情報を公示する。
(5)　公示期間は停学期間とする。

（出席に関する不正行為者）
第 3 条　授業の出欠調査において不正行為を行った者に関する取り扱いは、次のとおりとする。
(1)　出席に関して代筆等の不正を行った者は、試験の受験資格の不正取得を謀ったとみなす。
(2)　不正行為を行った者の当該科目の出席を全て無効とする。
(3)　不正行為の被処分者は、同行為に関わった全ての者とする。
(4)　処分後、速やかに学年、学籍番号、処分年月日、処分の内容、処分の理由等の被処分者の属性に関する情報を公示する。
(5)　公示期間は 3 週間とする。

（手続き）
第 4 条　不正行為を発見した場合の手続きは、次のとおりとする。
(1)　不正行為を発見した者は、証拠物件とともに発見時の状況等を記した報告書を作成し、学部長へ報告する。
(2)　学部長は、学生指導委員長及びクラス主任に事情聴取を指示する。ただし、不正行為を発見した者が事情聴取を担当する者である場合は、代理の者がこれにあたる。
(3)　学生指導委員長は、事情聴取の結果を学部長に報告する。

(4)　学部長は、学生指導委員長の報告に基づき学生指導委員会へ処分案の協議を諮問する。
(5)　学生指導委員会は、証拠物件及び報告書等を参考に協議し、処分案を学部長に答申する。
(6)　学部長は教授会を開催し、学生指導委員会からの答申を諮る。
(7)　学部長は教授会の決定に基づき処分すると同時に、公示、保証人及び本人への通知等必要な措置を行う。

（主管部署）
第 5 条　この内規の主管部署は、本学部事務室教務課並びに学生課とする。

（この内規の改廃）
第 6 条　この内規の改廃は、本学部教育委員会並びに学生指導委員会の議を経て、本学部教授会において決定する。

附則
この申合せは、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。
附則（北学総第29－07436号）
（施行期日）
この内規は、平成 29 年 11 月 14 日から施行する。

□北里大学における GPA(Grade Point Average)制度について

対象科目の原成績（100 点～0 点）を、以下の計算式による GPA 指数（以降「GP」）に変換し、各対象科目の GP に対象科目の単位数を乗じ、その総和を対象科目の単位数の総和で除した値を GPA として算出します。

GPA の対象となる科目は、必修科目及び選択科目とします。なお、不可科目も含み、再履修科目は最終評価を基に計算します。

＜計算式＞

$$\frac{(\text{GP}\times\text{修得単位数})\text{の総和}}{\text{総履修登録単位数(「不可」の単位数を含む。)}}$$

GP＝（TS－55）／10 ただし、GP＜0.5 は GP＝0.0 とする
※GP:GPA 指数、TS:原成績（得点）

ただし、上記の計算式で計算しますが、他の一般的な GPA 制度（秀・優・良・可などの評価（レターグレード）から GP に換算）の範囲は 4.0～1.0 であるため、通用性に配慮し GP「4.0」以上の値を一律「4.0」に、「0.5 以上 1.0 以下」の値を一律「1.0」にした GP を用いて計算します。

＜GPA 値に基づく学修指導について＞

休学等やむを得ない事由がある場合を除き、年次終了時に、当該年度の GPA が 0.5 未満である年度が 2 回になった場合にはクラス主任から教育的指導を行い、3 回になった場合に学部長から退学を勧告します。

なお、GPA 制度はあくまでも学生の皆さんの学修意欲向上を目的としているため、むやみに退学勧告が行われることはありません。

GPA 値が低くなる原因として、「履修単位数」と「修得単位数」に開きがある場合があります。

GPA 値が低い場合は、履修単位数が多いために充分な自学自習の時間がとれていないことが考えられますので、大学における学修への臨み方を含めて指導が行われます。